

みんなでやってみよう！ 小諸のまちづくり

市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための、基本的なルールを定めたもの。それが、小諸市自治基本条例です。私たちの生活に深く関わるこの条例について知り、「生きがい」「働きがい」「住みがい」のある小諸市をつくりましょう。

図 企画課 企画調整係

自治基本条例
全文と解説



気持ちに気づいて まちづくり



イラスト・九間ハート



実は身近な「まちづくり」

あなたのやっていること、「まちづくり」かも？

まちづくりを進めるうえで大切なのが、参加と協働。まちづくりの企画立案から実施・評価までのすべての過程において主体的に市民が関わること（＝参加）、多様化する地域課題や市民ニーズのためにそれぞれの役割や責任のもとお互いを尊重し、対等な関係で協力し合うこと（＝協働）が必要不可欠です。

あなたもきっと、何らかの形で関わっているのではないでしょう
うか？ 例えば以下も、まちづくりの一部といえます。

- 市役所や図書館が行うアンケート調査に回答。
- 施設愛称や動物園マスコット名の募集に応募。
- 大雪の際に、近所で協力し合って雪かきをした。
- 地域行事（公民館行事、スポーツ交流含む）に参加。



まちづくりへの参加・協働は、最初は小さく、できることは限られるかもしれません。そこで、同じ目的を持った個人や組織とつながることで、より大きな単位となり、できることも増えていきます。お互いの強みを生かし、足りない部分を補い協力することで、多様な主体が生まれ、課題解決の可能性も広がります！



「想い」をカタチにし、「まちづくり」

「自分の住むまちが、地域がもっとこうだったら…」と思ったら、それは立派なまちづくりへの参加です。もし、地域活動や行事以外にも、何かしてみたいと思ったら「ばらせんこもろ」に相談してみるのはどうでしょう？

どんなに小さなことでも、まちのために、地域のために、そして何より自分のためになるはず。『ばらせんこもろ』の詳細は左ページに！



小諸市市民活動・
ボランティアサポートセンター

こもテラス 1 階 ☎ 26-0315
(月)～(金)・第 2・4 (土) 9:00～17:00
※年末年始・祝日除く

ぼらせんこもろ No.173 だより

ぼらせんこもろは、市民活動を行う NPO・ボランティア
団体・地域組織・企業・市民をつなぎ、市民活動を支援、
促進するための活動を行っています。



公式 HP では市民活動情報を発信中！↑



飯森みどりさん (代表)

エコな暮らしを楽しむ会

- ▷ 30～70 代の会員約 60 名で活動中！
- ▷ 次回の活動は、2 月に予定！
- ▷ 活動に関する情報や「エコな暮らし」
の紹介などを SNS で発信しています。
「#エコ楽」で検索 🔍

☎ 飯森さん ☎ 090-2454-5680

エコな暮らしを楽しむ会

環境問題について考え
行動します

団体立ち上げの想い

温暖化やごみ問題等による
地球環境の大きな変化は、「こ
のままではいけない」という
自然からのメッセージではな
いか。そんな想いから、この
団体を立ち上げました。

ごみ拾いのほか、環境問
題に関する見学会やワーク
ショップなどを行っており、
活動のキーワードは「エコに
暮らすためには何ができる
か」です。

環境問題を考える きっかけになれば…

主な活動として、東信地域
を中心に、ごみ拾いを毎月一

回実施しています。

集めたごみは毎回重さを測
りますが、一回で 300 kg 集
めたこともあります。残念な
がらごみが減っている感覚は
ありませんが、私たちの活動
の様子や集まったごみの量を
知ってもらうことで、皆さん
が現状を知り、違和感を覚え、
環境問題を考えるきっかけに
なればいいと思います。

学びと実践

令和 4 年度は「小諸市市民
活動促進事業補助金」を活用
して、市民が環境問題につい
て学ぶためのイベントを開催
しました。河川敷のごみ拾い
(実践)と、環境活動家との



小諸市内でのごみ拾い。この日は、112kg が集まりました。

コラボによる講演会やワーク
ショップ(学び)を組み合わ
せたイベントとしました。

誰にでもできること

ごみ拾いはいつでも誰にで
もできます。私は散歩しなが
らなんてことも。活動のハ
ドルは高くありません。

環境活動は、何かを我慢す
るだけではなく、楽しみなが
ら長く続けられることが理想
です。それが「エコ楽」の目
指すところです。

令和 5 年度「小諸市市民活動促進事業補助金」ご活用ください！

☎ 市民課 市民協働・相談係

- ▶ **補助金種類** 【チャレンジコース】初めて補助を受ける団体が対象 (上限 20 万円) 【ステップアップコース】過去にチャレン
ジコースで補助を受け、継続的かつ発展的に活動している団体が対象 (上限 15 万円) ※原則、前年度交付団体は除く
- ▶ **応募説明会** 日時: 1/25 (水) 18:00～ 場所: 市役所 3 階 第 2 会議室 ※応募用紙は 1/10 より市民課・HP にて配布。
- ▶ **応募方法 (事業計画書提出)** 受付期間: 2/1 (水)～2/16 (木) 受付場所: 市民課
※事業詳細は、募集要領でご確認ください。
- ▶ **補助金交付の流れ** 事業計画書提出 (2/1-16) → 審査会 (3/3)
→ 内定・補助金申請 (3 月下旬) → 事業実施 (4 月～翌年 3 月)
→ 補助金支払 → 補助事業実施発表会 (翌年 1 月下旬)

募集要領・応募用紙などは
こちらからご確認ください

